

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第35回）議事要旨

日時：令和元年10月28日（月）10時00分～11時30分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

小川 博志 関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

上手 大地 イーレックス株式会社 経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会事務局長

（代理出席：遠藤 光 取引監視課長）

菅沢 伸浩 東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長

（代理出席：池田 ひなた 経営企画部担当部長）

都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

山田 利之 東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー電力システム部
技術担当部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

エネルギーソリューション事業本部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）非化石価値取引市場について
- （2）ベースロード市場について
- （3）容量市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■非化石価値取引市場について

- ・ 前回の作業部会において、本見直し指針の早期決定をお願いしたところ取り上げて頂き感謝。見直し指針の決定を以て、中間とりまとめの記載内容も踏まえつつ、これから小売事業者と協議を行って参りたい。
- ・ 今回の整理によって、非化石証書の持つ CO2 価値の活用の幅を広げて頂いた理解している。トラッキング付非化石証書の活用したメニューの供給など取り組んでおり、環境に対するお客様のニーズも徐々に拡大していると認識している。
- ・ 他方、価格について、非化石証書分のプレミアムをのせられるのかという点についてはなかなか厳しく、高度化法の間目標の達成にあたっては特に小売に特化している事業者ほど厳しいという認識。内部補助の防止や最低価格の見直しについても最大限のご配慮を頂きたい。
- ・ RE100 への活用ということで、需要家さんのニーズは高まっているという認識。非 FIT 分の非化石証書のトラッキングについても是非ご検討頂きたい。
- ・ Jクレジット、グリーン電力証書、非化石証書など、環境価値を取引する仕組みや、温対法、高度化法、CDP の報告などがあるなかで、事業者にとって理解しやすい形で是非どこかのタイミングで整理頂ければ幸い。
- ・ 高度化法の 2020 年度の間目標設定を年内目途に決めていくというなかで、十分に議論されないなかで決まってしまうのではないかと懸念している。
- ・ 目標達成に向けて掛かるコストを全事業者が同じ条件で一律に転嫁することがポイントとなると考えている。小売事業者間の公平な競争環境、イコールフットィングを確保するためにお願いしているものであり、是非検討頂きたい。
- ・ 転嫁に加えて、激変緩和措置の更なる拡大や、最低価格の引き下げについても検討頂きたい。
- ・ 今回の整理を踏まえ、当該証書活用の選択肢が増えたものと理解している。
- ・ 非 FIT 非化石証書の相対契約という、大規模水力発電などがメインになってくるものと理解しており、新電力などはそもそも相対契約が無いので、電源の切り出しがなされないことには、こうした取り組みを行う機会に乏しいという認識。これまでも大規模水力の切り出しの議論はされてきていると認識しているが、こうした観点からも切り出しを進めて頂きたい。
- ・ 非 FIT 非化石証書の取引については、11 月 11 日に説明会を開催する予定で準備している。
- ・ RE100 の推奨する形ではトラッキングが必要とのことだが、トラッキングとはどういうものを指すのか、にもよるかと思うが、現在取引所のシステムにおいては、発電所の所在地や電源種といった情報は載せていない。もし、RE100 のいうトラッキングを行うのであれば、現在国が別途行っている FIT 分のトラッキングスキームのような仕組みを導入するといった対応となるのかと認識している。

・他方、RE100の見解に対しては個人的にはあまり納得していない。国が進めている非FIT電気の認定において確認されている仕組みの方で、その証書の由来が再生可能エネルギーであることはしっかり確認されており、環境価値の二重取り等は起こりえないという認識。

・他の環境価値を取引する仕組みとの関係の整理については検討する。また、国内外の市場の取引状況を見てみると比較的安定した価格で取引されていると認識しており、そうしたところとの整合性が大事であり、他の制度も見ながらこちらの制度設計を進めていければと考えている。

・トラッキングに関する意見について、簡便的なやり方で出来ればと考えていることは我々としても基本的には賛成なのだが、先方事務局との関係もあり、今回の見解に至っているという理解。相対契約以外の部分も、という意見が強ければ、費用対効果を考えながらさらに検討を進めていくことになると思うが、今後はニーズを踏まえて考えていきたい。

■非化石価値取引市場について（事業者からの取組説明）

・非化石証書の利益を通じて再エネの事業の拡大に寄与するという事例や、上げDRという従来にない先進技術について紹介頂き感謝。

・上げDRの説明資料内に自家発電が入っているが通常自家発電は下げDRの活用を想定するが、上げDRの活用としても展望に入っているのか。

・一般的な下げDRを想定して作成したもの。ただ、自己託送制度を使っている大口のお客様は清算ラインを縮小したりしてできた遊休地に再エネを導入し、これがFITであればFITとしてだが、社会状況の変化により、非FITとした場合は、これを活用しながら、出力抑制を回避するスキームを考えたいというお客がいないわけではない。

・こういう立派な取り組みについては、これまでどのような努力を積み増してきたのかということを理解するのは非常に有意義な機会と認識している。

・他方、再エネに対して、あらゆる手段でサポートしなければならない、というのはわかるが、昨今FIT制度の抜本見直しも検討されているなか、FIT制度は長期的に自立していくのをサポートするものであり、発電所の個別発注となりコスト削減が難しいというものを、FITによって支えるのが可能なのかという点は検討が必要。

・今回の上げDRの貢献という点は、揚水発電がピタリと当てはまるということをまず認識しなければならない。たとえば、揚水が汲み上げたおかげで出力抑制を回避し、発電した再エネ電気（FIT）の非化石価値というものを揚水に帰属させるのはとても自然な発想だと思う。出力抑制という限定的な局面であったとしてもそういうことは考えていかねばならないのではないかと。

・上げDRが出てきたときは、調整力と安い電力の有効活用とを分けて考える必要があると認識している。調整力は系統運用者の指示により出てきたもの。ただ、出力抑制が行われる断面ではスポット市場は0円、その他の断面では限界電源の価格がついているため、安い時間に消費する方が有効だとなるはず。この安い時間に消費できることが大事であるが、出力抑制される局面では、卸価格はほぼ0になることがあらわれているが、需要家が使う料金はほぼほぼ0になっていない。この点は早急に対策が必要。

・揚水の上げの価格も、卸価格が0円近傍になっている場合、0円近傍になっているのか。系統運用者が依頼して揚水しているような局面では、0円近傍になっていないといけませんが、需要家がやると絶対0円になっていないはず（FIT賦課金、託送料の重量料金）なので、それは一刻も早く対応すべき問題。上げDRが期待できるような限定的な状況であったとしても、早急にやらなければならない。

・一方で契約電力を超過する違約金を考える場合、料金体系が変になっていることも考えら。つまり、不需要期に電力をたくさん使った結果として、料金体系上負荷をかけない時期である前提のため、基本料金があがってしまうのだとすると問題だが、ローカルな部分としてかかっている固定費だとしたら合理的なものである可能性がある。そのため、再エネの普及に伴い料金体系が合理的なものになっているか確認が必要だと認識。

・上げDRについて制度化に向けて課題ということで記載されているが、これら4点の課題は実証のときも問題になっていたのではないかと。契約の中身に関する点も理解しているが可能な範囲でご教示頂きたい。

・契約の中身に触れるため、控えさせていただきたい。ただし、一般論として申し上げますと、お客様と話す中で、ロードカーブをいかにフラット化するかコミュニケーションしている。需要と供給のマッチングを考えた場合、再エネ、特に太陽光が出力超になる場合、昼間に対する需要をどうやって創出していくかが小売り、DRの中で課題。大口のお客様からすると、人手不足が課題となる中、土日、祝日の勤務をマストとすると求人だと人が集まらない。そのため、夜間に負荷が高く、昼間に負荷が低いよりも、ロードカーブを平坦化することを考えることになり、そうすれば、契約電力は下がっていき、この手の課題は解決するのではないかと考える。

■ベースロード市場について

・ベースロード市場の約定価格とスポット市場の約定価格を比較しているが、ベースロード電源のイコールフットイングという考えかたからすると、この比較が正しいのか。自社の社内取引価格が一つのベンチマークになるのではないかと。

・第1回の取引は、未稼働の原子力にかかるコストを乗せているため、高い価格になるのではないかと。入札を諦めた事業者がおり、取引が低調になったと考えているが、第2回はこれに加え、初回取引の結果が期待より高い価格で約定したため、前回参加していた事業者も入札しなかったのではないかと考えている。

・重要なのは旧一般電気事業者の内部取引価格との比較監視と考えている。その評価次第では上限価格の考え方を抜本的に変える必要があると考えている。そのため、三回目の結果を待たずに妥当性の確認をして欲しい。

・監視の論点が出ているが、監視等委員会には多くの期待があるので、頑張ってください。

・今回の議論と関係ないかもしれないが、北海道のスポット市場のエリアプライスが高いことが何度も出てくる。需要密度が低いためNWならともかくとして、発電でこのような差が出ていることは、本当にフェアな小売り環境になっているのか。監視等委員会ではブロック入札など何か変なことが起きていないかよく見て欲しい

・昨年度のスポット市場の平均価格である 15 円は、地震の発生により需給がとても逼迫したり、新北本がないなど、特殊性があることを考える必要があるが、今年度の結果においても、本来冬ピークである北海道において、夏も相当に高くなっている。卸価格が不当に高くなっている可能性があり、ブロック入札で変になっていないかなど監視等委員会においてはよく見て欲しい。

■容量市場について

・エリアプライスの上限を 1.5 倍とすることについては、事業者からも違和感ないということで、このままで良いと思う。但し、実取引において、何らかの問題が生じる場合には速やかに見直しができるようにしていただきたい。

・供給力が減少しているエリアに対する新設電源の投資インセンティブということで、1.5 倍とすることは理解。なお、1.5 倍という数値は、事業社が新設電源投資の判断指標としてどのような水準なのか、事後的にでも今後検討いただきたい。

以上